

高等学校における発達障害生徒の大学入試センター試験 特別措置の利用に関する現状と課題

芝木 智美・水内 豊和

〔報 告〕

高等学校における発達障害生徒の大学入試センター試験 特別措置の利用に関する現状と課題

芝木 智美*・水内 豊和

The Present and Issues about Relating the Reasonable Accommodation in the National Center Test for University Entrance Examinations at High School

Tomomi SHIBAKI, Toyokazu MIZUUCHI

キーワード：発達障害，高等学校，大学入試センター試験特別措置，合理的配慮

Keywords : Developmental Disability, High School, the National Center Test for University Entrance Examinations, Reasonable Accommodation

I. はじめに

高等学校においても特別支援教育の推進が求められているが、文部科学省が毎年調査し報告をしている「特別支援教育体制整備状況調査結果」では、小・中学校と比較して幼稚園・高等学校の体制整備に遅れがみられている（文部科学省，2011）。しかし、全般的知的発達に大きな遅れのない発達障害生徒が高等学校に多数進学しているものと思われる。2009年に文部科学省が示した「発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果」（特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ，2009）では、高等学校における発達障害等の困難のある生徒の在籍は約2.2%と報告されている。さらに、特に医師による発達障害の診断のある生徒数に限定した調査としては、長野県教育委員会特別支援教育課（2011）によれば在籍は0.48%、鳥取県教育委員会高等学校課（2009）においては0.6%であった。このように診断のある生徒、ならびに診断はないものの発達障害が疑われる生徒は確実に存在していることは明らかであり、高等学校段階での特別支援教育の充実が求められよう。

発達障害生徒の高等学校から高等教育機関への進学に目を向けると、平成23年度から大学入試センター試験における特別措置申請の障害区分に「発達障害」が追加された。このことから、発達障害生徒の進学にむけた支援体制が整備されてきたことがわかる。さらに、近年の初等中等教育での支援児童生徒数を踏まえると、今後利用する学生は増加すると考えられている（立協，2012）。しかし、これまでの大学入試センター試験の発達障害区分における特別措置に関する検討は、特別措置利用の現状把握や特別措置制度の課題等にとどまっている。

以上のことより、大学入試センター試験特別措置利用に関わる高等学校側の現状把握を含めて発達障害生徒の高等教育機関への進学支援について考えていく必要があるだろう。そのため、本研究では、高等学校を対象として、発達障害生徒の特別措置利用の状況に加え高等学校教員が考える課題について明らかにすることを目的に質問紙調査を実施した。

II. 方 法

1. 対象

調査対象は、全国の高等学校、普通科と専門科、合計794校である。なおここでいう専門科とは、工業、商業、農業など主に職業教育を中心に行っている学科である。高等学校の選定にあたっては、東北地区を除く（東日本大震災の影響を考慮し除外した）すべての国公立学校を科別にリスト化した上で、県ごとの総高等学校数に対して、すべて同じ割合の数を採択するようランダムに選択した。

2. 手続き

対象校に、調査用紙と返信用封筒を同封し郵送にて回収した。調査実施時期は、平成23年7月であった。回答は、各校の特別支援教育コーディネーターなど特別支援教育もしくは進路指導の担当者に依頼した。128校から回答があり、回収率は、16.2%であった。

3. 内容

質問項目は、①平成23年度大学入試センター試験から発達障害生徒への特別措置が実施されたことを知っているか（選択式調査）、②特別措置の利用状況（利用のプロセス、適用した特別措置、利用した本人や保護者の思

* 富山大学大学院医学薬学研究部・特命助教

いなどについて、多肢選択式調査)、③高等学校教員が考える特別措置制度の課題(自由記述式調査)であった。

Ⅲ. 結 果

1. 発達障害生徒への特別措置実施の認知について

今回、回答があった128校の回答者が、平成23年度大学入試センター試験から発達障害生徒への特別措置が実施されたことを知っていたかという問いに、「知っていた」と回答したのは65名(50.1%)であった。「知らなかった」と回答したのは47名(36.7%)で、「無回答」が16名(12.5%)であった。大学入試センター試験における発達障害生徒への特別措置実施の理解度について、図1に示す。

2. 発達障害生徒の特別措置の利用について

平成23年度大学入試センター試験を受験した生徒の中に特別措置が必要な発達障害生徒がいたか尋ねたところ、「該当者があり、特別措置を利用した」と回答したのは3名(2.3%)、「該当者がいたが、利用しなかった」と回答したのは5名(3.9%)であった。「該当者がいなかった」と回答したのは66名(51.6%)、「無回答」が54名(42.2%)であった。平成23年度大学入試センター試験で特別措置が必要であった発達障害生徒の有無について、図2に示す。

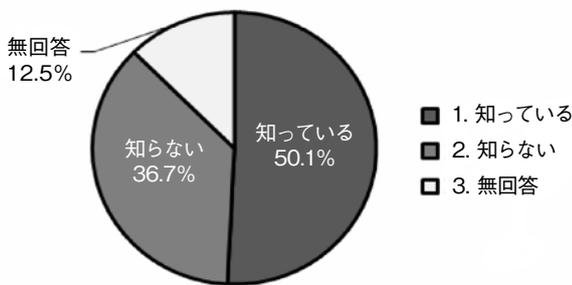


図1 大学入試センター試験における発達障害生徒への特別措置実施の理解度について

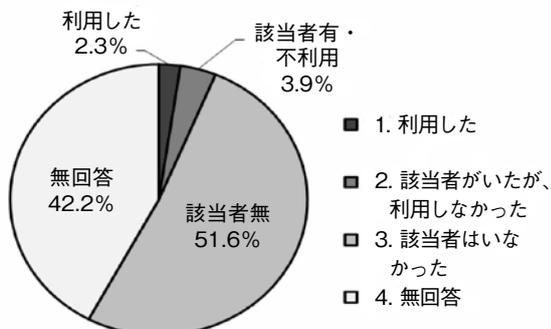


図2 平成23年度大学入試センター試験で特別措置が必要であった発達障害生徒の有無について

特別措置を利用した発達障害生徒がいたという高等学校については、本生徒が特別措置を利用するに至った経緯を尋ねたところ、「学校側が本人に提案した」や「本人が学校に申し入れた」、「保護者が学校に申し入れた」という回答があった。

また、適用した特別措置については、「試験時間の延長」や「別室の設定」、「試験室入り口までの付添者の同伴」、「トイレの近い試験室での受験」、「英語のリスニング音声での配慮」などであった。

特別措置を利用した発達障害生徒や保護者が、利用に関してどう思っていたか尋ねたところ、「別室受験で落ち着け、助かった。」や「本人・保護者とも良い制度だと思っていた。」という回答があった。

3. 高等学校教員が考える特別措置に関する課題について

今回得られた記述による回答は、以下の3つのカテゴリに分けることができた。

(1) 発達障害生徒への特別措置制度に関する周知

発達障害生徒が利用できる特別措置について、学校や教員、保護者にむけてより積極的に周知していくことの必要性が挙げられた。「(発達障害区分の特別措置制度を)知らない教員がほとんど、…特別措置が必要な生徒に届かない恐れがある。」といったように、制度そのものについて学校・教員に周知することの必要性を訴えるものと、「特別措置の申請に必要な高等学校における特別支援の具体的な内容を周知すべき。」のように特別措置の利用を見据え具体的な内容の周知を訴えるものがあった。

また、保護者に対する周知としては「保護者の理解が得られなければ実施できないため。」「診断書の提出が必要なことなども伝え保護者からの申し入れを待たため…」といった回答が得られた。実際の利用に向け、制度自体や発達障害への理解啓発も含めた意味での周知を課題として挙げていた。

(2) 特別措置の利用に向けた取り組み

特別措置の利用を考える際の高等学校側の準備体制に関する課題が挙げられた。具体的には、「特別措置を受けられるだけの高等学校側の準備ができるかが心配。」や「定期考査で特別な配慮をおこなっているが、…(教員の)多忙化などにより、教員の協力が得にくい。」というものであった。このように、特別措置の利用に向けた取り組みの進行状況によって異なる課題が挙げられていた。

(3) 特別措置の内容等についての要望

発達障害生徒が利用できる特別措置の内容については、「PCの使用、受験する教科について個別対応の充実を図る」や「能力が正しく評価されるような実施」「不公平で過保護にならない措置」「(障害特性の)多様化への対応ができるのか不安」といった回答があった。ま

た、特別措置利用までの過程で「事前個別面談を実施し、特別措置をきめ細やかに実施するべきである」という意見もみられた。

IV. 考 察

今回の全国の高等学校における質問紙調査から、発達障害生徒の進路選択に大きな影響を与えるであろう大学入試センター試験での特別措置に関する教員の認知と利用の関係について検討する。

今回回答が得られた128校の回答者である特別支援教育コーディネーターなど特別支援教育もしくは進路指導の担当者のうち、平成23年度大学入試センター試験から発達障害生徒への特別措置が実施されたことを知っていたと回答したのは、50.1%であった。各校における特別支援教育の中心となる、もしくは進路指導に携わる担当教員であっても半数にしか満たないことが明らかとなった。高等学校教員の特別措置に関する周知がまだまだ十分ではないことについては、教員が考える課題でも多く挙げられていた。特別支援教育になじみのない高等学校教員においては、特別措置の実施についてさらに知られていないことが推察される。

また、平成23年度大学入試センター試験を受験した生徒の中に特別措置が必要な発達障害生徒がいたかという項目に、「該当者がいたが、利用しなかった」と回答した高等学校は少数であるが存在した。利用しなかった理由には様々な要因が考えられるが、一つには高等学校における日常的な支援の不足が挙げられるだろう。さらに、「該当者がいなかった」と回答した高等学校は約半数を占めていた。先行研究から高等学校にも発達障害生徒が約2.2%在籍すると言われていたりことや質問紙調査の自由記述で3つのカテゴリに分類されなかった「その他」に含まれる「発達障害生徒のアセスメントがまず課題。高等学校教員では判断できない人が多数」などの回答からも、これは、単に該当者がいなかっただけでなく実際には発達障害生徒の存在を把握しきれていない現状ともいえるのではないかと考える。日常的に生徒と関わる教員が特別支援教育に理解を示し、生徒の適切な実態把握をおこなっていくことが求められる。

特別措置利用の申請の際には、普段の高等学校での授業計画や授業における措置を状況報告・意見書として提出しなければならない。発達障害生徒の実態把握に加え、生徒のニーズに応じて適切な日常的な支援をおこない、ひいては大学入試センター試験での適正な特別措置を利用できるような支援が高等学校で求められているのではないだろうか。

V. おわりに

大学入試センター試験における特別措置申請のための「発達障害」区分の設置は、発達障害生徒の大学進学を後押しする第一歩となったと同時に、高等学校段階に

における特別支援教育の更なる充実を推し進めるきっかけとなるのではないかと考える。特別支援教育がはじまり高等学校においても発達障害生徒の存在が確認されつつも、支援体制が十分に整っていなかったり、教員間での意識の差が表れていたりすることは、先行研究や本調査の結果からもみてとることができる。このような中で、今後はトップダウンで教員研修の実施や発達障害生徒の適切なアセスメント、教育的支援の実施などを推進していくことも一つの方策なのではないかと考える。また、大学での障害学生支援をもとに高等学校における発達障害生徒への支援を考えるなどして、高等教育機関との接続を見越して生徒たちに適切な支援を講じていくことも必要となってくるだろう。

最後に、今回の調査では回答数が少なく、また回答は匿名で地域が判別できなかったため全国的な傾向が捉えられたとは言い難い結果であった。しかし、本調査によって特別措置制度を利用する生徒と密接に関わる高等学校教員の現状の把握や意見を得られたことは、今後の特別措置制度の展開を考える上で有意義な示唆となろう。今後は、地域を限定し、その地域における特別支援教育の施策などと照らしあわせながら正確な現状把握をおこなっていく必要がある。また、今回は回答数の関係上結果は普通科、専門科合わせて示したが、普通科と専門科では発達障害生徒の在籍割合の違いや大学入試センター試験の受験状況も大きく異なると考えられることなども考慮し、調査を進めていくべきであろう。

参考文献

- 文部科学省 (2011) 特別支援教育体制整備状況調査結果. 文部科学省, 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ (2009) 発達障害等困難のある生徒の中学校卒業後における進路に関する分析結果.
- 長野県教育委員会特別支援教育課 (2011) 高等学校における発達障害に関する実態調査の結果について.
- 鳥取県教育委員会高等学校課 (2009) 発達障がいのある生徒数の現状.
- 立脇洋介 (2012) 高等教育における発達障害学生の支援 ②平成24年度センター試験について. 日本LD学会会報, 第81号, 12-13.

付記

本研究は、平成23年度富山大学大学院研究推進事業「障害とその代償性潜在能力の生命融合科学研究」によりおこなわれたものの一部である。

(2012年8月31日受付)

(2012年10月16日受理)